

第 9 回 澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 7 年 6 月 2 9 日 (水) 午後 3 時から
場 所 澁川プリオパレス

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村

第9回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成17年6月29日(水)午後3時から
場 所 渋川プリオパレス

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第22号	渋川地区市町村合併協議会会長の選任について	1
報告第23号	渋川地区市町村合併協議会委員の変更について	3
報告第24号	渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告	5
報告第25号	渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出決算	11
報告第26号	協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」について	19
報告第27号	新市の市章選定小委員会報告	29
報告第28号	市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎(別館)の配置組織について	39
報告第29号	渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置について	47

4 協議事項

議案第23号	渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出補正予算	51
議案第24号	協議項目24-18「上水道等の取扱い」の変更について	55

5 その他

(1)次回会議予定について	63
---------------	----

6 閉 会

報告第 2 2 号

渋川地区市町村合併協議会会長の選任について

このことについて、次のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

渋川地区市町村合併協議会の会長である渋川市長の前任期の満了に伴い、渋川地区市町村合併協議会規約第 6 条の規定に基づき、6 市町村の長による協議の結果、渋川市長 木 暮 治 一 を本協議会の会長と定めたので報告する。

渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成17年6月29日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

委員区分	(選出市町村名)	変更前氏名	変更後氏名	備考
1号委員 (市町村長)	伊香保町	関口俊二	村尾隆史	伊香保町長
2号委員 (助役等)	伊香保町	村尾隆史	宮本金男	伊香保町助役
3号委員 (議会議員)	渋川市	新井晟久	大島勝昭	渋川市議会選出議員
	北橋村	楯信一	吉田利治	北橋村議会選出議員

(平成17年6月14日現在)

報告第24号

渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告

このことについて、別紙のとおり報告し承認を求める。

平成17年6月29日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業報告

1 合併協議会の開催

回数	開催日時等	協議項目等
第1回	平成16年9月24日 (渋川プラザ)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 合併協議会設置までの経過 合併協議会規約等関係規定 任意合併協議会における調整方針の取扱いに関する確認書 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 会議運営規程他10件
第2回	平成16年10月31日 (伊香保町観光会館)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 協議会委員の変更 新市名称候補選定小委員会報告 地方税の取扱い他1件 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 合併の期日 地域審議会の取扱い 一部事務組合の取扱い その他事業の取扱い
第3回	平成16年11月29日 (子持村公民館)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 議会の議員の定数等に関する小委員会報告 新市名称候補選定小委員会報告 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 議会の議員の任期及び定数の取扱い 新市の名称に関すること
第4回	平成16年12月5日 (渋川プラザ)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 新市の名称に関すること
第5回	平成16年12月12日 (渋川プラザ)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 合併協定書(案)について 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 歳入歳出補正予算 会議終了後 <ul style="list-style-type: none"> 合併協定調印式
第6回	平成16年12月24日 (渋川プラザ)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 町名、字名の取扱い 新市建設計画の県との事前協議について その他 <ul style="list-style-type: none"> 新市名付け親大賞の表彰
第7回	平成17年2月28日 (渋川プラザ)	報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 協議会委員の変更 新市議会運営等調整会議の設置 組織及び機構に関すること 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度事業計画 平成17年度歳入歳出予算

2 小委員会の開催

(1) 議会の議員の定数等に関する小委員会

回数	開催日時	協議項目等
第1回	平成16年11月4日	・議会の議員の定数及び任期の取扱い
第2回	平成16年11月11日	・議会の議員の定数及び任期の取扱い

(2) 新市名称候補選定小委員会

回数	開催日時	協議項目等
第1回	平成16年9月24日	・委員長、副委員長の選任
第2回	平成16年11月4日	・新市名称候補第1次選定
第3回	平成16年11月12日	・新市名称候補第2次選定

3 「新市建設計画」の策定について

年月日	内容
平成16年9月27日	県に事前協議依頼書提出
平成16年11月1日	県に正式協議依頼書提出
平成16年11月17日	群馬県知事から正式協議の回答を受理
平成16年12月24日	第6回協議会で新市建設計画書を配布

4 事務事業「調整方針案」の策定

協議会下部組織の幹事会、専門部会、分科会において、調整方針案を策定し、協議会に提案した。

	延べ会議開催回数
幹事会	7回
専門部会	29回(8専門部会)
分科会	190回(27分科会)

5 協議会だよりの発行について

発行年月日	内容
平成16年10月	協議会だより第1号(第1回協議会内容について)
平成16年11月	協議会だより第2号(第2回協議会内容について)
平成17年1月	協議会だより第3号(合併調印式、第3回、第4回、第5回協議会内容について)
平成17年2月	協議会だより第4号(第6回協議会内容について)
平成17年3月	協議会だより第5号(第7回協議会内容について)

6 ホームページの作成について

平成16年10月1日開設

会議資料、会議結果、会議録、市町村データ等を随時更新した。

7 その他調査研究

例規調製業務

協議会の決定方針に基づき、例規原案を作成するため、例規調製業務委託契約を締結し、例規第1次原案を作成した。

報告第 2 5 号

渋川地区市町村合併協議会平成 1 6 年度歳入歳出決算

このことについて、別紙決算書のとおり監査報告を付して報告し承認を求める。

歳 入 総 額	12,901,543 円
歳 出 総 額	11,177,960 円
歳入歳出差引残高	1,723,583 円

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成16年度 渋川地区市町村合併協議会 歳入歳出決算書

(歳入)

款	項	目	予 算 現 額				調 定 額	収入済額	収入未済額	備 考	
			当初予算	補正予算	計	節					
						区 分					金額
1 負担金	1 負担金		10,224,000	2,500,000	12,724,000			12,724,000	12,724,000	0	
			10,224,000	2,500,000	12,724,000			12,724,000	12,724,000	0	
		1 負担金	10,224,000	2,500,000	12,724,000			12,724,000	12,724,000	0	
						1 市町村負担金	12,724,000	12,724,000	12,724,000	0	渋川市 5,524,000 伊香保町 949,000 小野上村 788,000 子持村 1,834,000 赤城村 2,000,000 北橋村 1,629,000
4 諸収入	1 諸収入		1,000	177,000	178,000			177,543	177,543	0	
			1,000	177,000	178,000			177,543	177,543	0	
		1 諸収入	1,000	177,000	178,000			177,543	177,543	0	
						1 預金利子	0	20	20	0	預金利子
						2 任協残余金		177,523	177,523	0	任意協議会残余金 177,523
歳入合計			10,225,000	2,677,000	12,902,000			12,901,543	12,901,543	0	

(歳出)

款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考				
			当初予算	補正予算	充用・流用 増 減	計				節			
										区 分	金 額		
1 協議会費	1 協議会運営費		4,404,000	1,352,000	0	5,756,000			4,522,715	1,233,285			
			4,404,000	1,352,000	0	5,756,000			4,522,715	1,233,285			
		1 会議費	1,964,000	900,000	0	2,864,000			2,202,734	661,266			
							1 報酬	1,275,000	1,037,000	238,000	委員等報酬	1,037,000	
							9 旅費	47,000	0	47,000	1-1-1-14へ流用	3,000	
							11 需用費	464,000	337,539	126,461	食糧費	321,789	
											消耗品費	15,750	
							12 役務費	143,000	111,570	31,430	通信運搬費	94,610	
											傷害保険料	16,960	
							13 委託料	669,000	451,500	217,500	会議録作成業務	451,500	
							14 使用料及び賃借料	266,000	265,125	875	会場使用料	265,125	
											1-1-1-9から流用	3,000	
			2 事務局費	2,440,000	452,000	0	2,892,000			2,319,981	572,019		
								7 賃金	689,000	585,650	103,350	臨時職員賃金	585,650
								9 旅費	100,000	3,000	97,000	普通旅費	3,000
								11 需用費	1,455,000	1,240,572	214,428	食糧費	13,650
											消耗品費	1,078,872	
											印刷製本費	148,050	
								12 役務費	50,000	6,300	43,700	振込手数料	6,300
						14 使用料及び賃借料	498,000	392,700	105,300	パソコン使用料	392,700		
						18 備品購入費	92,000	91,759	241	パソコン用HD	65,509		
									書籍	26,250			
									1-1-2-19から流用	42,000			
						19 負担金	8,000	0	8,000	1-1-2-18へ流用	42,000		


款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考				
			当初予算	補正予算	充用・流用 増 減	計				節			
										区 分	金 額		
2 事業費			5,521,000	1,325,000	0	6,846,000			6,655,245	190,755			
	1 広報費		1,698,000	1,325,000	372,000	2,651,000			2,460,495	190,505			
		1 広報費		1,698,000	1,325,000	372,000	2,651,000			2,460,495	190,505		
								8 報償費	200,000	180,000	20,000	報償費	180,000
								11 需用費	2,451,000	2,280,495	170,505	印刷製本費	2,280,495
										2-2-1-13へ流用	372,000		
	2 調査研究費			3,823,000	0	372,000	4,195,000			4,194,750	250		
		1 調査研究費		3,823,000	0	372,000	4,195,000			4,194,750	250		
								13 委託料	4,195,000	4,194,750	250	新市建設計画策定業務	2,698,500
											新市例規調製業務	1,050,000	
										電算統合等調査業務	446,250		
										2-1-1-11から流用	372,000		
3 予備費			300,000	0	0	300,000			0	300,000			
	1 予備費		300,000	0	0	300,000			0	300,000			
		1 予備費		300,000	0	0	300,000			0	300,000		
									300,000	0	300,000		
歳 出 合 計			10,225,000	2,677,000	0	12,902,000			11,177,960	1,724,040			


歳 入 合 計	12,901,543 円
歳 出 合 計	11,177,960 円
歳 入 歳 出 差 引 残 高	1,723,583 円

平成16年度渋川地区市町村合併協議会
歳入歳出決算監査報告書

平成16年度渋川地区市町村合併協議会歳入歳出決算について、会計監査を行ったところ、計算に誤りはなく収支ともに適正であると認めます。

平成17年5月18日

監査委員 阿久澤 明 

監査委員 田子 玲子 

協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」について

このことについて、次のとおり報告する。

平成 17 年 6 月 29 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

【決定調整方針】

公共下水道等の取扱い
1 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。
2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、 <u>5年間で段階的に調整する。</u> なお、用途区分に「温泉汚水（1 m ³ につき 14 円）」を加える。
3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は 8 m ³ まで 300 円とする。 なお、分担金は新市において調整する。
4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。
5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、 <u>渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。</u>

【調整結果】

- 2 下水道使用料について
 - ・伊香保町の下水道使用料は、初年度、3年度、5年度の3段階で調整する。

- 5 合併浄化槽設置整備事業補助制度について
 - ・合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市の例により合併時に統合する。

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目	下水道使用料について		
調整方針	2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。			調整結果	2 下水道使用料について ・伊香保町の下水道使用料は、初年度、3年度、5年度の3段階で調整する。	
現況				調整理由・課題		
1 下水道使用料				1 【調整理由】 ・伊香保町については、温泉地としての特殊な事情や料金格差が大きいことから、5年間で毎年料金改定を実施するより、改定率も約20%台で収められ、住民等に与える影響を考慮し、3段階に分けて料金改定をする。 また、<温泉用>については、伊香保温泉の特殊な事情から、料金体系の用途区分に追加する。		
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 使用料算定方法	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収 (1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収 (1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収 (2ヶ月につき)	該当なし	該当なし	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収 (2ヶ月につき)
(2) 使用料 (税込み) 【H16.4.1現在】	<一般用> ・基本料金 8m ³ まで 660円 ・従量料金(1m ³ につき) 8m ³ を超え40m ³ まで 105円 40m ³ を超え100m ³ まで 118円 101m ³ 以上 131円 <浴場用> 1m ³ につき 34円 <臨時用> 1m ³ につき 203円 ・一般家庭で1ヶ月30m ³ 使用した場合の使用料 2,970円/月	<一般用> ・基本料金 10m ³ まで 500円 ・従量料金(1m ³ につき) 10m ³ を超え30m ³ まで 50円 30m ³ を超え50m ³ まで 63円 50m ³ を超え100m ³ まで 75円 100m ³ を超え500m ³ まで 81円 500m ³ を超え2000m ³ まで 88円 2001m ³ 以上 100円 <温泉汚水> 1m ³ につき 11.9円 ・一般家庭で1ヶ月30m ³ 使用した場合の使用料 1,500円/月	<一般用> ・基本料金 20m ³ まで2,000円 ・従量料金 1m ³ につき100円 ・一般家庭で1ヶ月30m ³ 使用した場合の使用料 3,000円/月	該当なし	該当なし	<一般用> ・基本料金 2,100円 ・従量料金 0m ³ を超え60m ³ まで 63円 60m ³ を超え200m ³ まで 78円 201m ³ 以上 94円 ・一般家庭で1ヶ月30m ³ 使用した場合の使用料 2,940円/月
調整結果				改定により伊香保町の一般家庭で1ヶ月30m ³ 使用した場合の使用料 平成18・19年度 1,800円/月 平成20・21年度 2,310円/月		
渋川市の料金体系に温泉排水を加え、下記料金表のとおりとする。 ただし、伊香保町については、【伊香保町下水道使用料改定料金】のとおりとし、合併5年目に渋川市の料金体系に統一する。						
【渋川市料金表】		【伊香保町下水道使用料改定料金】				
<一般用> 基本料金 8m ³ まで 660円		<一般用> 基本料金 8m ³ まで				
		【H18.4.1】 【H20.4.1】 【H22.4.1】 480円 550円 660円				
従量料金(1m ³ につき)		従量料金(1m ³ につき)				
8m ³ を超え40m ³ まで 105円		8m ³ を超え40m ³ まで 60円 80円 105円				
40m ³ を超え100m ³ まで 118円		40m ³ を超え100m ³ まで 90円 102円 118円				
101m ³ 以上 131円		101m ³ 以上 100円 113円 131円				
<浴場用> 1m ³ につき 34円		<温泉用> 1m ³ につき 12円 13円 14円				
<臨時用> 1m ³ につき 203円						

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目	下水道使用料について
財 政 影 響 額 等				

伊香保町年度別下水道使用料

区 分	使 用 料	平成18年度	H16平均比較	平成20年度	前年平均比較	平成22年度	前年平均比較	現行平均比較	
<一般用>	基本料金	8m ³ まで	480 円	96.0 %	550 円	114.6 %	660 円	120.0 %	132.0 %
	従量料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え40m ³ まで	60 円	118.8 %	80 円	125.4 %	105 円	126.9 %	189.1 %
		40m ³ を超え100m ³ まで	90 円	119.5 %	102 円	121.4 %	118 円	122.8 %	178.3 %
		101m ³ 以上	100 円	119.5 %	113 円	114.4 %	131 円	117.1 %	160.6 %
<温泉用>	1m ³ につき	12 円	100.8 %	13 円	108.3 %	14 円	107.7 %	117.6 %	
調 停 額 比 較		(H16) 182,949 千円	203,484 千円	111.2 %	232,335 千円	114.2 %	270,772 千円	116.5 %	148.0 %

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目	合併浄化槽設置事業補助金について			
調整方針	5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、 <u>渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。</u>		調整結果	5 合併浄化槽設置整備事業補助制度について ・合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市の例により合併時に統合する。			
現			況			調整理由・課題	
2 助成制度							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
1 合併浄化槽設置事業補助金【平成16年度】	<p>渋川市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 下水道供用開始区域、農業集落排水処理区域及び地域し尿処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>伊香保町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 公共下水道排水区域及び特定環境保全公共下水道排水区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	該当なし	<p>子持村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 300,000円 6~7 " 387,000円 8~50 " 513,000円 <p>・補助対象区域 下水道予定区域及び農業集落排水処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>赤城村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 農業集落排水処理区域及び地域し尿処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>北橋村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 下水道供用開始区域、認可計画区域及び農業集落排水処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>1. 2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽補助金の県の補助率の変更(1/3から1/5)に伴い、渋川市及び北橋村において制度が変更されたため改めて調整をするものである。 <p>渋川市及び北橋村においては、現行の補助額を維持する場合、負担増となることから平成17年度においては浄化槽1基あたりの市町村負担額を平成16年度と同額とし、国・県の補助率の引き下げ分のみの補助金額の引き下げで対応することとなった。また、他町村は対象基数が少ないことから、県の補助率の引き下げ分を町村で負担し、平成16年度と同額の補助金額とする。</p> <p>なお、渋川市においては、補助金額を改定するにあたり、より一般住宅への合併浄化槽の設置を促進するため補助金交付要件に下記の条件を付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象を専用住宅に限定(H16は事業用も対象) 補助対象を10人槽までに限定(H16は50人までを対象) <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋川市では、平成17年度から県の新規補助事業である「単独処理浄化槽等転換事業」の補助制度を、単独処理浄化槽等を撤去又は改造し合併処理浄化槽を設置する場合に、合併浄化槽補助金に上乗せし交付することとなった。 <p>以上のことから、下水道等整備区域外の良好な住環境の維持及び公共用水域の水質保全確保の面から当該補助制度は必要であり、補助対象基数の大多数を占める渋川市の制度に合わせる事が財政状況等を考慮した場合、将来的に妥当である。</p>
2 合併浄化槽設置事業補助金【平成17年度】	<p>渋川市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 198,000円 6~7 " 256,000円 8~10 " 340,000円 <p>・補助対象区域 下水道供用開始区域、農業集落排水処理区域及び地域し尿処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域の専用住宅(小規模店舗併用住宅を含む)で処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>伊香保町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 公共下水道排水区域及び特定環境保全公共下水道排水区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	該当なし	<p>子持村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 300,000円 6~7 " 387,000円 8~50 " 513,000円 <p>・補助対象区域 下水道予定区域及び農業集落排水処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>赤城村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 279,000円 6~7 " 360,000円 8~50 " 477,000円 <p>・補助対象区域 農業集落排水処理区域及び地域し尿処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>北橋村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 5人槽限度額 198,000円 6~7 " 256,000円 8~50 " 340,000円 <p>・補助対象区域 下水道供用開始区域、認可計画区域及び農業集落排水処理区域を除く区域</p> <p>・補助対象者 補助対象区域の専用住宅で処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者</p>	
3 単独処理浄化槽等転換事業補助金【H17新規事業】	<p>上記補助金に上乗せ交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額 100,000円 <p>・補助対象者 合併浄化槽の設置に際し、既存の単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去又は雨水貯留槽に改造する者</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

澁川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目
財政影響額等			

平成17年度浄化槽設置整備事業制度

市町村補助額設定例

人槽区分	平成16年度 県費基準額 (A)	平成16年度 県費(B) A/3	平成17年度 県費(C) C/5	対前年比 (D) C/B	補助額設定例	5人槽				6~7人槽				8~50人槽			
						補助額 負担割合	国 1/3	県 1/5	市町村 7/15	補助額 負担割合	国 1/3	県 1/5	市町村 7/15	補助額 負担割合	国 1/3	県 1/5	市町村 7/15
5人槽	279千円	93千円	55千円	59.1%	補助額変更なし	279千円	93千円	55千円	131千円	360千円	120千円	72千円	168千円	477千円	159千円	95千円	223千円
6~7人槽	360千円	120千円	72千円	60.0%	市町村負担変更なし	198千円	66千円	39千円	93千円	256千円	85千円	51千円	120千円	340千円	113千円	68千円	159千円
8~50人槽	477千円	159千円	95千円	59.7%	市町村負担55千円	117千円	39千円	23千円	55千円	153千円	51千円	30千円	72千円	202千円	67千円	40千円	95千円

(県補助率を1/3 1/5に変更)

上記県費額が上限

澁川市、北橋村のケース

市町村別合併浄化槽設置基数(平成17年度予算見積ベース)

(単位:基)

人槽区分	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計
5人槽	83(12)	2	-	6	9	2	102(12)
6~7人槽	57(8)	-	-	8	16	2	83(8)
8~50人槽	10(1)	-	-	1	-	-	11(1)
計	150(21)	2	-	15	25	4	196(21)

() 上乗せ分(単独処理浄化槽等転換事業)

現行補助金額

(単位:基・千円)

人槽区分	補助金額	国(1/3)	県(1/3)	市(1/3)	差額(現行-変更)
5人槽	279	93	93	93	279-198=81
6~7人槽	360	120	120	120	360-256=104
8~50人槽	477	159	159	159	477-340=137

合併浄化槽補助金比較表

現行

(単位:基・千円)

人槽区分	基数	補助金額	国(1/3)	県(1/3)	市(1/3)	計	備考
5人槽	102	279	9,486	9,486	9,486	28,458	
6~7人槽	83	360	9,960	9,960	9,960	29,880	
8~50人槽	11	477	1,749	1,749	1,749	5,247	
計	196		21,195	21,195	21,195	63,585	

変更

(単位:基・千円)

人槽区分	基数	補助金額	国(1/3)	県(1/5)	市(7/15)	計	備考
5人槽	102	198	6,732	3,978	9,486	20,196	
6~7人槽	83	256	7,055	4,233	9,960	21,248	
8~10人槽	11	340	1,243	748	1,749	3,740	
小計	196		15,030	8,959	21,195	45,184	
【上乗せ分】							
5人槽	(12)	100	-	600	600	1,200	
6~7人槽	(8)	100	-	400	400	800	
8~10人槽	(1)	100	-	50	50	100	
小計	(21)		-	1,050	1,050	2,100	
合計	196(21)		15,030	10,009	22,245	47,284	

単独処理浄化槽等転換事業(新規)

浄化槽の設置に際し、既存の単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去、又は雨水貯留槽に改造する住民に対し、市町村が補助する場合、又は市町村が自ら前記の撤去・改造工事を施工する場合に、その経費に対し補助する。

補助対象:事業に要する経費 浄化槽整備事業対象地域内のみ
補助率:1/2 (上限50千円/基)

浄化槽設置整備事業の上乗せでも可(別制度の必要なし)
例)5人槽 通常基準額:198千円 転換時基準額:298千円

報告第 27 号

新市の市章選定小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 6 月 29 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

新市の市章選定小委員会報告

澁川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、新市の市章選定小委員会について、次のとおり報告する。

平成17年6月29日提出

新市の市章選定小委員会
副委員長 大澤 歳 男

1 委員長及び副委員長の選任について

平成17年5月20日開催の第1回新市の市章選定小委員会において、次のとおり委員長及び副委員長を選任した。

職 名	氏 名	所属市町村
委 員 長	新 井 晟 久	澁 川 市
副 委 員 長	大 澤 歳 男	伊 香 保 町

澁川市議会選出委員の変更により、委員長は平成17年5月26日から不在となりました。

2 新「澁川市」の市章デザイン募集要項及び市章デザイン選考方法について

新「澁川市」の市章デザイン募集要項及び市章デザイン選考方法は、別紙のとおりとする。

新「渋川市」の市章デザイン募集要項

1 趣旨

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村の6市町村により、平成18年2月20日に誕生する新市の市章デザインを募集し、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を目指す新「渋川市」にふさわしい「市章」を制定する。

2 募集方式

一般公募

3 募集期間

平成17年6月1日（水）から7月29日（金）まで

4 応募資格

特に制限はなし。どなたでも応募可。

（プロ、アマ、年齢、性別、国籍は問わない）

5 応募の基準

- (1) 新市建設計画の中で将来像として掲げている、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ、看板、封筒など、あらゆるものに使用できるデザインであること。
- (3) 見やすく、分かりやすいデザインであること。
- (4) 現6市町村の市町村章は、選考の対象外とする。
- (5) 用紙の地色は白色で、使用色数は地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- (6) モノクロで表現した場合でも、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (7) 自作の未発表作品であること。
- (8) 他の市町村章、商標、マーク等に類似していないものであること。

6 応募の制限

- (1) 応募用紙1枚につき、1作品とする。
- (2) 1人、何点でも応募可とする。

7 応募の方法

- (1) 応募用紙かA4白色用紙に縦横15cmの枠を書いたもの（縦長、天地明示）を使用すること。

- (2) 応募にあたっては、「デザインの趣旨(100字程度)」「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」「職業・学校名」及び「電話番号」を応募用紙に記載すること。

(応募用紙を使用しない場合は、作品1点につき、必要事項を記入した応募用紙(コピー可)を1枚添付すること。)

- (3) 作品の応募は、郵便(封書)または持参(袋詰め)とする。(折り曲げ不可) ファックス、インターネットでの応募は不可とする。

8 応募先

- (1) 郵便の場合

〒377-8501 渋川市石原80番地(渋川市役所内)
渋川地区市町村合併協議会事務局

- (2) 持参の場合(祝祭日を除く平日 8:30~17:15)

渋川市役所 北庁舎1階 渋川地区市町村合併協議会事務局
渋川市役所 企画部 企画課
伊香保町役場 政策調整課
小野上村役場 企画観光課
子持村役場 企画課
赤城村役場 企画課
北橋村役場 企画財政課

9 賞金

- ・最優秀賞(採用作品)1点 20万円
- ・優秀賞(候補作品)4点程度 各2万円

10 選考

新市の市章選定小委員会を設置し、アドバイザー(デザイン専門家等)により10点程度の候補を選考した後、小委員会での協議を経て正副会長会議において採用作品1点を決定し、協議会に報告する。

11 発表

協議会だより、協議会ホームページに掲載するとともに、受賞者個人宛に通知する。

12 その他

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、渋川地区市町村合併協議会及び新「渋川市」に帰属する。
- (2) 採用作品の使用にあたっては、若干の変更、修正をする場合がある。
- (3) 応募作品は返却しない。

新「渋川市」市章デザイン選考方法

1 アドバイザーによる1次選考

公募締切後、アドバイザー（デザイン専門家等）により、応募の基準に合致し、デザインの的に優れた作品を選定し審査講評を添付する。（10作品程度）また、類似商標等調査を行う。

2 小委員会における2次選考

小委員会において、アドバイザーにより選定された作品から、協議により優秀作品5作品程度を選定し、そのうち3作品程度を候補作品とする。

3 正副会長会議における決定

2次選考作品について、正副会長会議において協議により採用作品1点を決定する。

4 協議会への報告

採用作品について、協議会へ報告する。

< 報告第 27 号参考資料 >

新市の市章選定小委員会名簿

(H17.6.17現在)

職 名	氏 名	選出市町村名等
規約第 9 条 1 項第 2 号委員	桑 島 保 男	渋川市
	宮 本 金 男	伊香保町
	野 村 哲 男	小野上村
	信 澤 明	子持村
	都 丸 芳 雄	赤城村
	塩 谷 勝 巳	北橘村
規約第 9 条 1 項第 3 号委員	小 林 雅 夫(変更後) 新 井 晟 久(変更前)	渋川市
	中 澤 広 行	伊香保町
	平 方 嗣 世	小野上村
	石 倉 一 夫	子持村
	角 田 一 民	赤城村
	南 雲 鋭 一	北橘村
規約第 9 条 1 項第 4 号委員	町 田 久	渋川市
	大 澤 歳 男	伊香保町
	佐々木よし子	小野上村
	飯 塚 重 雄	子持村
	田 村 宗 一	赤城村
	柴 崎 一 夫	北橘村
規約第 9 条 1 項第 5 号委員	戸 所 隆	共通学識経験者
アドバイザー	大 木 紀 元	デザイン専門家

報告第 28 号

市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎(別館)の配置組織について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 6 月 29 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

市町村合併に伴う本庁舎及び分庁舎(別館)の配置組織について

1 移転部署の基本的な考え方

(1) 住民ニーズへの適切な対応

市民が最も訪れる機会の多い住民窓口については、ワンストップ窓口を導入している自治体もあることから、転入・転出等の諸手続きにかかわる部署や福祉、税務部門など、窓口業務として住民に直接かかわる部署は、住民になじみが深い本庁舎に配置する。

(2) 組織運営に係る管理部門の一元的配置

組織を運営していく上で、その業務が組織全体にかかわる部門については、横断的な連携が必要なことから、市長、助役が在籍する本庁舎に配置する。

(3) 体系的な組織・機構の確保

組織・機構は、事務分掌条例、規則に基づき「部」が設置され、「部」の下に「課」が、「課」の下に「グループ」がおかれている。

迅速な事務事業の執行と指揮命令系統の確保のため、移転対象部署を「部等単位」及びそれに関連する部署を基本として検討する。

2 具体的な検討

(1) 移転部署の規模の検討

現在の本庁舎の事務室スペースは、臨時職員等を含め約350人スペースとなっているが、新市における本庁舎機能としての事務室スペースは、類似都市の職員数等から概ね100人程度の増加スペースが必要になると試算される。

このことから、移転部署の規模は、約100人を目安として検討する。

(2) 移転対象部署の検討

前述の基本的考え方から、本庁舎に設置しておくことが望ましい部署及び移転対象として検討する部署を次のとおり整理する。

本庁舎に設置しておくことが望ましい部署

1 - (1) に関する部署 < 住民窓口業務に関わる部署 >

市民部、保健福祉部(健康管理課除く)、総務部(税部門)

1 - (2) に関する部署等 < 組織運営上、横断的連携が求められる部署 >

企画部、総務部

会計課、議会事務局、監査委員会、選挙管理委員会

移転対象として検討する部署

上記のことから、経済部(農業委員会含む)、建設部、水道部及び教育委員会の4部署を移転対象部署とする。

(3) 移転部署の選定

前述の移転対象として検討する部署の現在の事務スペースは次のようになっている。

経済部・農業委員会	職員・臨時職員数等：31人
建設部	職員・臨時職員数等：50人
水道部	職員・臨時職員数等：26人
教育委員会	職員・臨時職員数等：28人

移転部署は、新市本庁舎における増加人員や資料保管スペース等に対応するため、上記4部署のうちから3部署の組み合わせとするものとし、下記の理由により、「建設部」、「水道部」及び「教育委員会」とする。

<理由>

- ・市長部局の一体性を考慮し、「水道部」、「教育委員会」を移転する。
- ・新市における増加人員や資料保管スペース等に対応するため、現職員数の多い「建設部」を移転する。

3 市役所本庁舎及び分庁舎(別館)の組織配置について

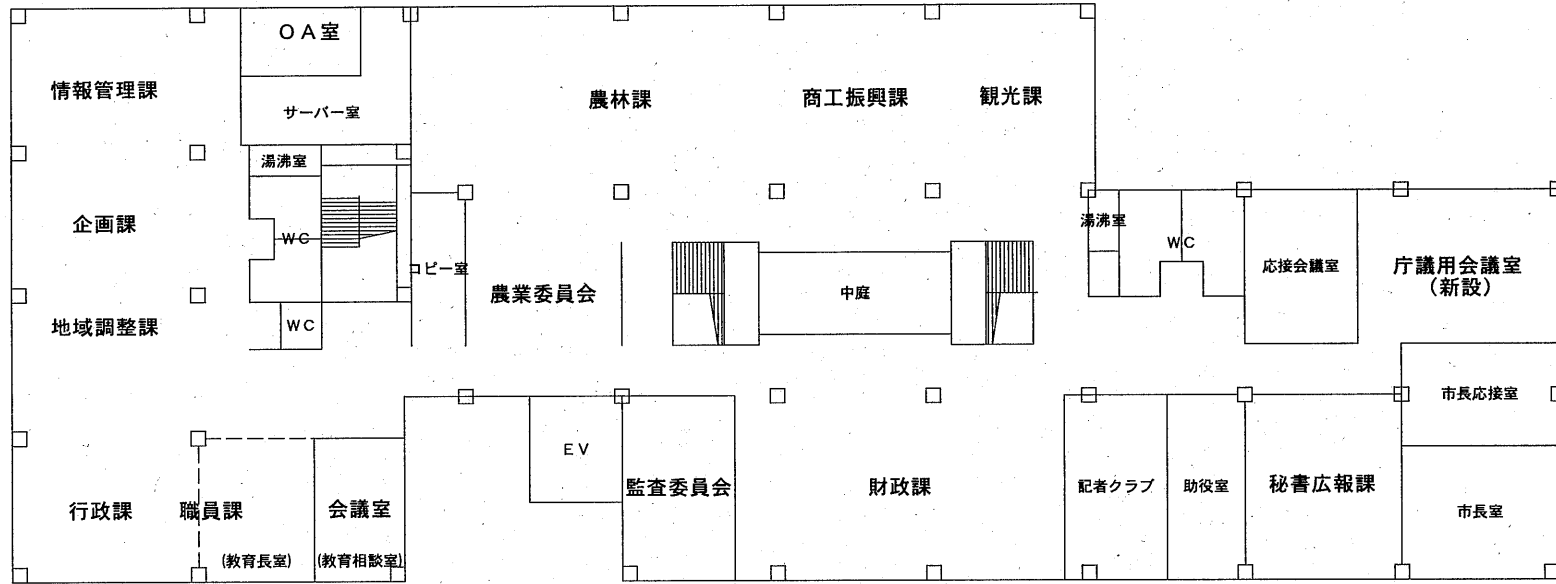
(1) 本庁舎の組織配置について

本庁舎の組織配置は、建設部、水道部及び教育委員会以外の部署とし、別紙 - 1 に示すとおりであるが、住民にかかわりの深い住民窓口部門、福祉部門及び税部門を1階に配置し、来庁者の利便を図るものとする。

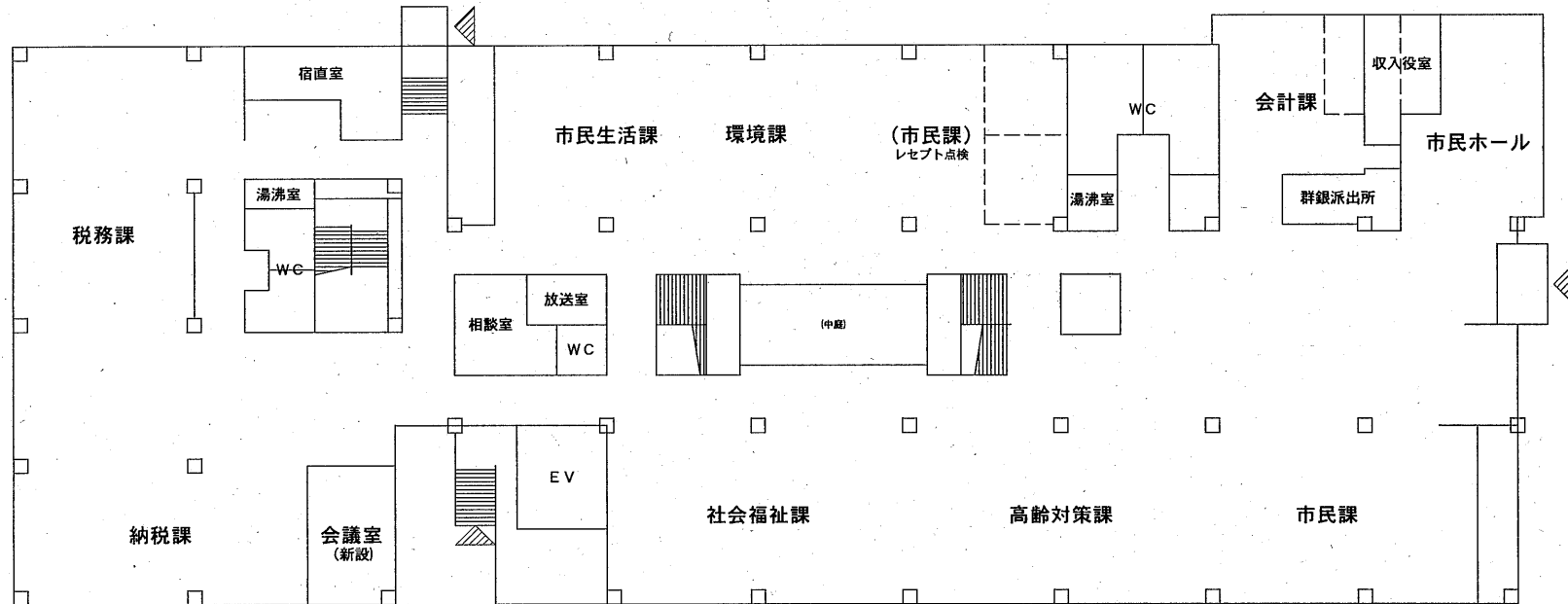
(2) 分庁舎(別館)の組織配置について

分庁舎(別館)の組織配置は、建設部、水道部及び教育委員会とし、別紙 - 2 に示すとおりであるが、市民の訪れる機会が多い部署を玄関ホールに近い位置に配置し、来庁者の利便を図るものとする。

本庁舎事務室配置図(案)



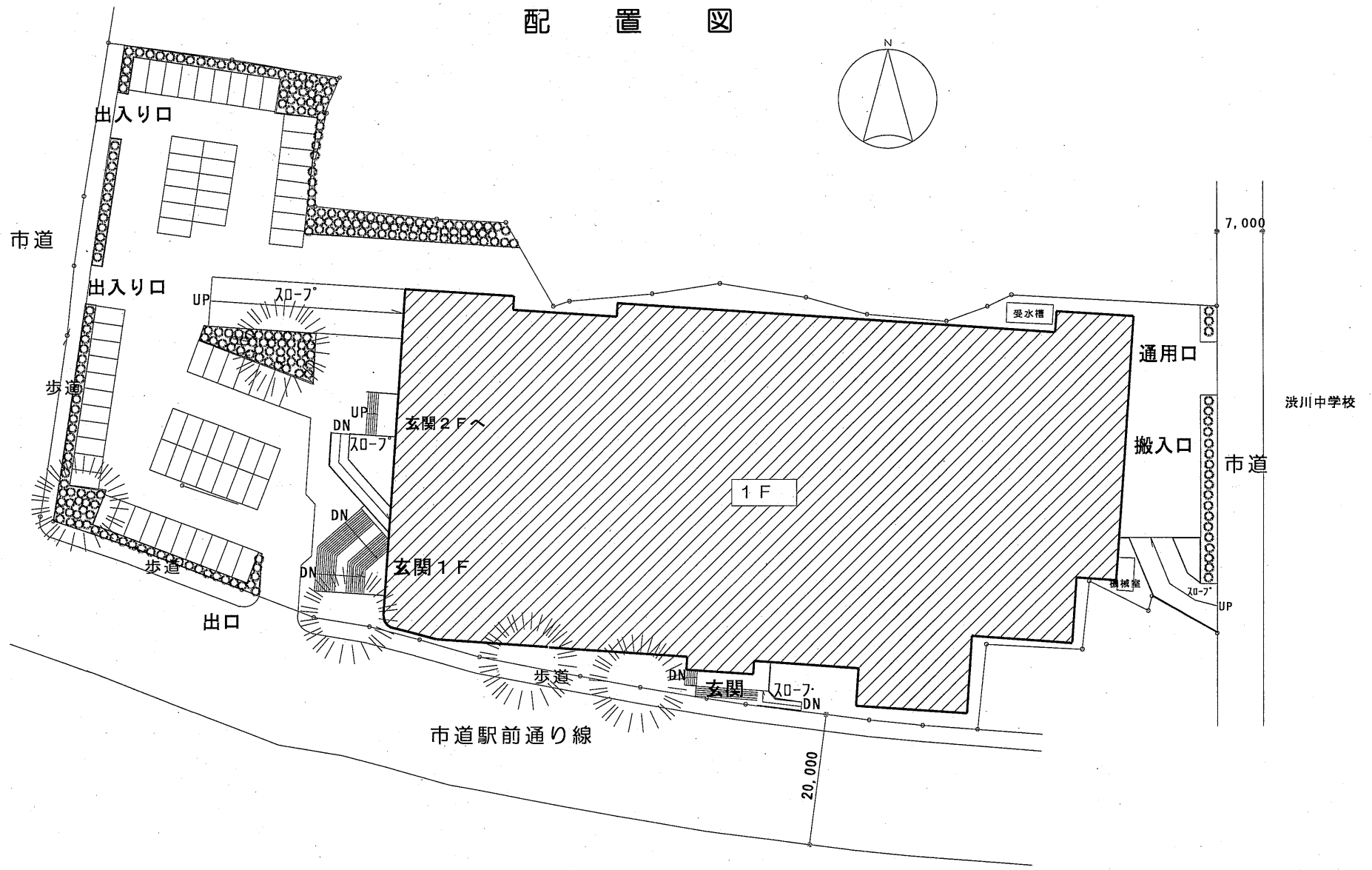
2階



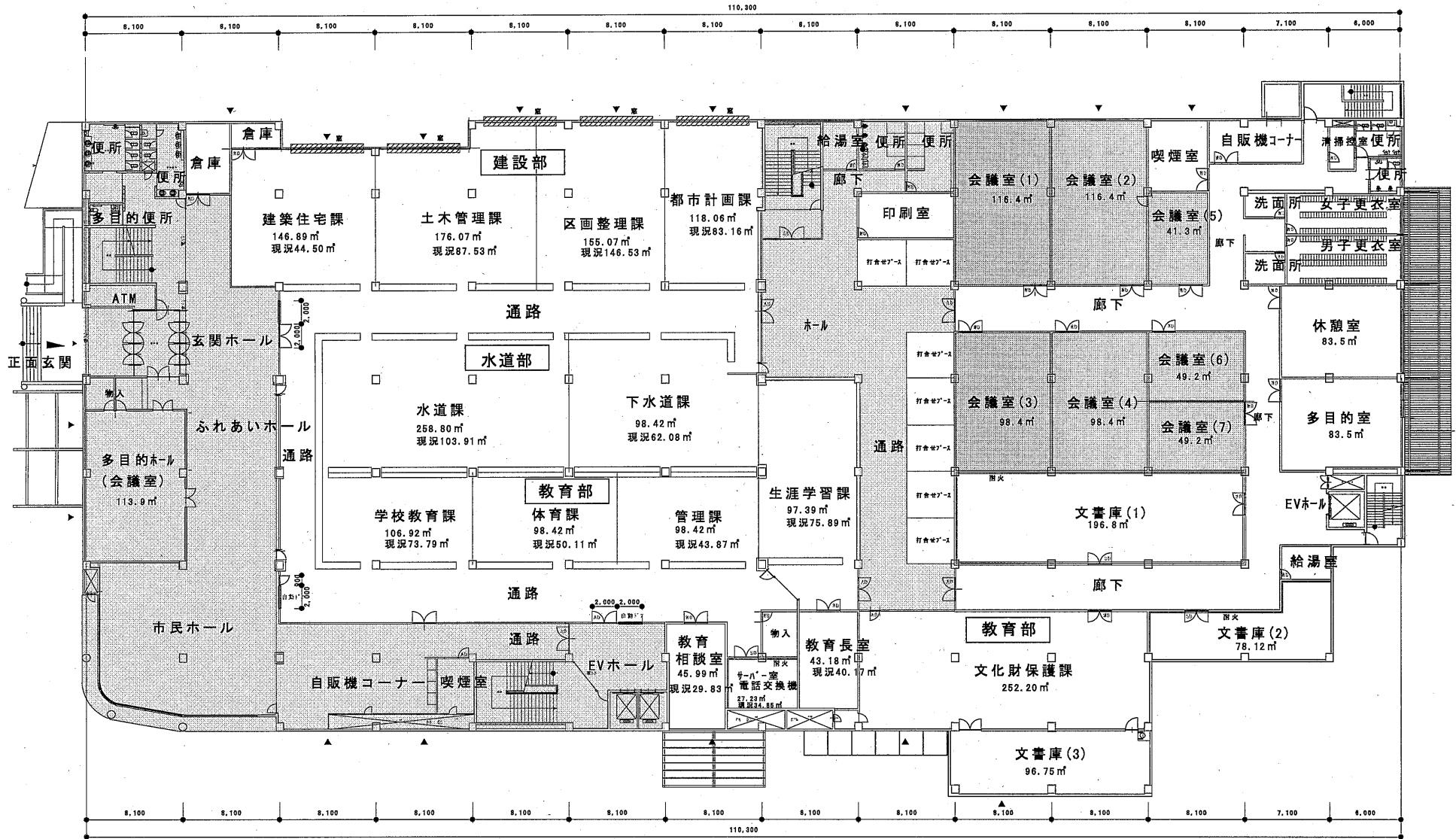
1階

渋川市役所分庁舎(別館)等

配置図



分庁舎(別館)事務室配置図(案)



本庁舎会議室現況

大会議室 : 166.73 m² 第1会議室 : 67.54 m² 第2会議室 : 46.59 m² 第3会議室 : 38.40 m² 第4会議室 : 85.28 m²

報告第 29 号

澁川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会の設置について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 6 月 29 日提出

澁川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

(別紙)

<報告第29号資料>

渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会設置要綱

(設置)

第1条 渋川地区市町村合併協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、合併後の新市における非常勤特別職の報酬及び常勤特別職の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、渋川地区市町村合併協議会新市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、会長の諮問に応じ報酬等の額について審議し、答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、6市町村の長が当該区域内に居住する者のうちから推薦する者各2人を会長が委嘱する。

3 委員は、諮問に係る報告が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会長は、委員に対し会議出席に応じて報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の額は、渋川地区市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、渋川地区市町村合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

議案第 23 号

澁川地区市町村合併協議会平成 17 年度歳入歳出補正予算

澁川地区市町村合併協議会平成 17 年度歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる

(歳入歳出補正予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,170 千円を追加し、歳入歳出総額を、歳入歳出それぞれ 14,170 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次表による。

平成 17 年 6 月 29 日提出

澁川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成17年度 歳入歳出補正予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1	負担金		8,986	3,460	12,446			
	1	負担金	8,986	3,460	12,446			
		1	8,986	3,460	12,446		3,460	
						1	3,460	渋川市 1,511 伊香保町 259 小野上村 214 子持村 497 赤城村 537 北橘村 442
3	繰越金		13	1,710	1,723			
	1	繰越金	13	1,710	1,723			
		1	13	1,710	1,723		1,710	
						1	1,710	前年度繰越金
合 計			9,000	5,170	14,170			

歳出

(単位:千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1	協議会費		4,124	1,422	5,546			
	1	協議会運営費	4,124	1,422	5,546			
		1	921	946	1,867		946	
						1	434	434
						12	50	通信運搬費 50
						13	252	会議録作成業務委託 252
						14	210	使用料及び賃借料 210 会場使用料 210
		2	3,203	476	3,679		476	
						7	212	臨時職員賃金 212
						11	264	消耗品費 264
2	事業費		4,576	3,748	8,324			
	1	広報費	3,526	3,223	6,749			
		1	3,526	3,223	6,749		3,223	
						8	400	市章選定アドバイザー謝礼 100 市章応募者懸賞 300
						11	2,823	印刷製本費 2,823
		2	1,050	525	1,575			
		1	1,050	525	1,575		525	
						13	525	市章意匠調査業務委託
合 計			9,000	5,170	14,170			

議案第24号

協議項目24-18「上水道等の取扱い」の変更について

このことについて、次のとおり変更する。

平成17年6月29日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「上水道等の取扱い」の決定事項について次のとおり変更する。

変更後

- 1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。また水道加入金については、別紙、調整調書のとおり調整し、合併時に統合する。

変更前

- 1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。

議案第24号参考資料(その1)

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-18	上水道等の取扱い				関係項目	水道加入金について			
調整方針	1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。					調整結果	1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。また水道加入金については、別表のとおり調整し、合併時に統合する。			
現						況				調整理由・課題
1 水道加入金 (税込み)										1【調整理由】 ・加入金については、6市町村間の格差が極めて大きいため、6市町村平均及び県内11市平均を参考にした場合、現行の渋川市加入金に概ね10%上乗せし調整することが妥当と考えられ、平成18年4月1日申し込み分から統一した加入金とする。
口径	13%	20%	25%	30%	40%	50%	75%	100%以上	備考	
渋川市	52,500円	110,250円	181,650円	283,500円	559,650円	945,000円	2,521,050円	別に定める。		
伊香保町	80,000円 130,000円	166,000円 253,000円	281,000円 414,000円	- -	1,150,000円 1,840,000円	1,840,000円 2,875,000円	町長が別に定める。	-	新規加入	
小野上村	70,000円	120,000円	200,000円	400,000円	600,000円	1,000,000円	-	-		
子持村	126,000円	210,000円	420,000円	682,500円	1,260,000円	2,415,000円	6,615,000円	-		
赤城村	64,050円	87,150円	100,800円	144,900円	220,500円	288,750円	別途協議	-		
北橋村	84,000円	126,000円	178,500円	262,500円	504,000円	840,000円	別途協議	-		
6市町村平均	79,430円	136,570円	226,990円	354,680円	715,690円	1,221,460円	4,568,030円	-		
調整結果 (税込み)										
口径	13%	20%	25%	30%	40%	50%	75%	100%以上	備考	
新市加入金	57,750円	120,750円	199,500円	311,850円	615,300円	1,039,500円	2,772,000円	別に定める。		
【参考】県内11市の水道加入金 (税込み)										
口径	13%	20%	25%	30%	40%	50%	75%	100%	備考	
1 前橋市	37,800円	105,000円	170,100円	-	525,000円	798,000円	1,998,150円	3,444,000円		
2 高崎市	42,000円	84,000円	168,000円	-	630,000円	945,000円	2,415,000円	4,200,000円		
3 伊勢崎市	52,500円	126,000円	210,000円	420,000円	630,000円	1,050,000円	3,150,000円	4,200,000円		
4 桐生市	31,500円	78,750円	120,750円	178,500円	320,250円	493,500円	1,123,500円	1,995,000円		
5 太田市	52,500円	84,000円	262,500円	367,500円	787,500円	1,050,000円	3,150,000円	7,350,000円		
6 館林市	52,500円	126,000円	273,000円	420,000円	682,500円	1,386,000円	3,097,500円	6,195,000円		
7 藤岡市	105,000円	283,500円	462,000円	934,500円	1,417,500円	2,100,000円	5,250,000円	8,925,000円		
8 安中市	73,500円	84,000円	262,500円	409,500円	693,000円	1,081,500円	2,446,500円	4,347,000円		
9 富岡市	52,500円	126,000円	199,500円	288,750円	509,250円	792,750円	1,785,000円	3,171,000円		
10 沼田市	79,800円	197,400円	332,850円	495,600円	995,400円	1,652,700円	3,979,500円	別に定める。		
11 渋川市	52,500円	110,250円	181,650円	283,500円	559,650円	945,000円	2,521,050円	別に定める。		
11市平均	57,460円	127,720円	240,260円	421,980円	704,550円	1,117,680円	2,810,560円	4,869,670円		

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協 議 項 目	24-18	上水道等の取扱い	関 係 項 目				
財 政 影 響 額 等							
水道加入金試算表(平成15年度決算ベース)(税込み)							
渋川市水道事業会計 (単位:円)				伊香保地区水道事業会計 (単位:円)			
	件数	金 額	計	改定金額	計	差額	-
口径 13%	373	52,500	19,582,500	57,750	21,540,750	1,958,250	
20%	44	110,250	4,851,000	120,750	5,313,000	462,000	
25%	2	181,650	363,300	199,500	399,000	35,700	
30%	1	283,500	283,500	311,850	311,850	28,350	
40%	1	559,650	559,650	615,300	615,300	55,650	
50%	1	945,000	945,000	1,039,500	1,039,500	94,500	
口径変更 13% 20%	14	57,750	808,500	63,000	882,000	73,500	
合 計	436		27,393,450		30,101,400	2,707,950	
小野上地区簡易水道事業特別会計 (単位:円)				子持地区水道事業会計 (単位:円)			
	件数	金 額	計	改定金額	計	差額	-
口径 13%	2	70,000	140,000	57,750	115,500	24,500	
20%	1	120,000	120,000	120,750	120,750	750	
25%	0	200,000	0	199,500	0	0	
30%	0	400,000	0	311,850	0	0	
40%	0	600,000	0	615,300	0	0	
50%	0	1,000,000	0	1,039,500	0	0	
口径変更 13% 20%	2	50,000	100,000	63,000	126,000	26,000	
合 計	5		360,000		362,250	2,250	
	件数	金 額	計	改定金額	計	差額	-
口径 13%	50	126,000	6,300,000	57,750	2,887,500	3,412,500	
20%	4	210,000	840,000	120,750	483,000	357,000	
25%	2	420,000	840,000	199,500	399,000	441,000	
30%	0	682,500	0	311,850	0	0	
40%	0	1,260,000	0	615,300	0	0	
50%	0	2,415,000	0	1,039,500	0	0	
口径変更 13% 20%	0	84,000	0	63,000	0	0	
合 計	56		7,980,000		3,769,500	4,210,500	

渋川地区市町村合併協議会の調整調書

協議項目	24-18	上水道等の取扱い	関係項目			
財政影響額等						
赤城地区簡易水道事業特別会計 (単位:円)				北橘地区水道事業会計 (単位:円)		
	件数	金額	計	改定金額	計	差額 -
口径 13%	22	64,050	1,409,100	57,750	1,270,500	138,600
20%	3	87,150	261,450	120,750	362,250	100,800
25%	1	100,800	100,800	199,500	199,500	98,700
30%	0	144,900	0	311,850	0	0
40%	0	220,500	0	615,300	0	0
50%	0	288,750	0	1,039,500	0	0
口径変更 13% 20%	0	23,100	0	63,000	0	0
合計	26		1,771,350		1,832,250	60,900
6 水道事業会計合計 (単位:円)						
	件数	金額	計	改定金額	計	差額 -
口径 13%	450	-	27,683,600	57,750	25,987,500	1,696,100
20%	75	-	8,970,450	120,750	9,056,250	85,800
25%	5	-	1,304,100	199,500	997,500	306,600
30%	2	-	546,000	311,850	623,700	77,700
40%	1	-	559,650	615,300	615,300	55,650
50%	1	-	945,000	1,039,500	1,039,500	94,500
口径変更 13% 20%	17	-	994,500	63,000	1,071,000	76,500
合計	551		41,003,300		39,390,750	1,612,550

5 その他

(1) 次回会議予定

日 時	平成 1 7 年 8 月 3 0 日 (火)	午後 2 時から
場 所	渋谷プリオパレス	